



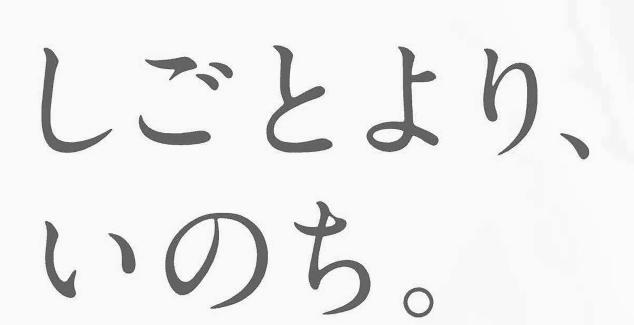


- 7-8
- 連載 第6回 (最終回) 過労死等防止啓発月間に向けて~100年前の尾張地方北部の製糸業 における女工の労働環境~薬谷 岳志 氏 (愛知労働局 労働基準部 健康課長)

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

愛知労働基準協会は、愛知労働局が提唱する 「安全経営あいち*」の理念に賛同しています。 「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。

このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解 消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。 どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ



内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省 厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

厚労省 過労死防止

検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等

「労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。 日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け にその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



●都道府県労働局雇用環境·均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/ 000177581.pdf



●あかるい職場応援団 (ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の 提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等に ついて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月~金/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)



メール相談 24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00 土・日 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳 (ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新 情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ ツール等、様々なコンテンツを提供しています。



https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を 抱えていたら、相談してください。電話やSNS の相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/



過労死の防止のための 活動を行う

> 民間団体の 相談窓口

過労死等防止対策推進全国センタ https://karoshi-boushi.net/





過労死弁護団 全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク) https://karoshi.jp/



全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/







参加

過労死等防止対策推進シンポジウム 11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

専用ナビダイヤル 0570-026-027 (月~金9:00~17:30)





リサイクル適性(A)

11 月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

愛知労働局



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短 納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」 防止キャンペーン月間と位置づけ、 「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な 仕様変更などはやめ、取引適正化を推進しましょう。

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

愛知労働局

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に次の取組みを実施します。

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を 収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

相談無料

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

4

5

令和7年11月1日(±) 0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、

「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します (無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/





11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

愛知労働局



正社員、パート、アルバイト。

雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は

労働保険(労災保険・雇用保険)の手続きを行う義務があります。

忘れずに労働保険の手続きを。

◎詳しくは、愛知労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

- ●労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。
- ●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、 事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は 一部を徴収する場合もあります。
- ●電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)。

※詳しくは、今月号に同封のリーフレットをご確認ください。

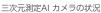
【全国労働衛生週間】愛知労働局労働基準部長が 「腰痛予防対策」を中心にパトロールしました

愛知労働局は、令和7年度第76回全国労働衛生週間(10月1日~7日)にあたって、10月1日にビューテック㈱知多事業所 (AGC㈱愛知工場内/知多郡武豊町)において、パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、管内で最も災害発生率の高い災害性腰痛が依然として業務上疾病の約6割を占めることから、三次 元測定AIカメラを活用した腰痛リスク評価に基づく対策状況を確認し、また改正労働安全衛生規則に対応してスマートウオッ チを活用した熱中症対策についても併せて確認しました。

初めに、担当者から三次元測定AIカメラが作業姿勢を撮影することで身体負荷を自動判定するシステムについて説明が行わ れ、その後、このシステムの活用によって、実際に重量のある自動車ガラスの検査作業に関わる上・下肢の動きが改善され、 負荷が低減された作業状況を確認しました。また、一人作業者等の熱中症対策として、早期に異常を把握できるよう、スマー トウオッチを装置し、心拍・歩数等をGPS等で計測し、常時状態を検知しているシステムが稼働していました。







改善後の作業状況を確認する様子



暑熱環境下作業者の検知状況

パトロールの最後に、髙橋労働基準部長からは、「本日の三次元測定AIカメラは、人間では確認・評価しにくい部分の改 善も対応できることから、これを参考にして他の業種も含め腰痛予防対策を進めていただきたい。また、重量物の取扱いにお いても高年齢労働者や女性活躍の促進に繋がり、全ての事業場において、実効ある取組が推進される契機となることを期待す る。」とのお話がありました。

災 生 状 況 発

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和7年10月7日現在)

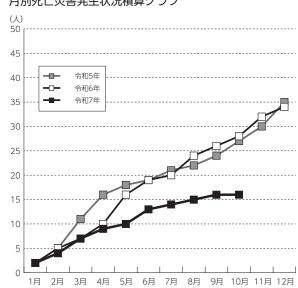
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R7.9.27.	飛来・落下 混合機、粉砕機	破砕機の破損した軸と軸受の交換作業中、ジャッキで支えていた破砕機の稼働刃が落下、被災者の下半身 落ち、死亡したもの。			
	事業場規模 9名以下	業種 一般機械器具製造業	40代	経験	

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和7年10月7日現在の速報値)

令和7年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業	種	別 令和7年	丰速報値		E同時期 服値)	令和6年	確定値
製	造	美 6	i	5	(1)	8	(1)
	食料品製造	K				1	
	化 学 工	業 1					
	鉄 鋼・ 非 鉄 金)	禹 2					
	金属製	200		1		1	
	一般・電気・輸送	月 2		2	(1)	3	(1)
	そ の 1	也 1	!	2		3	
建	設	美 2	!	6	(1)	9	(2)
	土木工事	業 1	!			2	(1)
	建築工事	K	!	3		3	
	そ の 1	也 1		3	(1)	4	(1)
陸	上貨物運送事	業 4	(3)	1		3	(1)
商	1	美 1	(1)	6	(5)	9	(6)
	卸 売	K	!			1	
	小 売	1	(1)	5	(4)	7	(5)
	そ の 1	也		1	(1)	1	(1)
清	掃・と畜	1	1	1		2	
上	記以外の事	美 2	(1)	2	(1)	3	(1)
合	Ē	16	(5)	21	(8)	34	(11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



令和7年10月15日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。官報公示、異議申出に関する手続きを経た上で、12月16日から効力が発生する予定です。

なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。「愛知県最低賃金」は、令和7年10月18日から時間額1,140円に改定されています。



(写真左 中山審議会会長、写真右 小林愛知労働局長) 令和 7 年 10 月 15 日答由

愛知県特定最低賃金一覧表

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	答申金額 (時間額)	引上率	効力発生 予定日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	1,111 円	64 円	1,175 円	5.76%	令和 7 年
輸送用機械器具製造業最低賃金	1,081 円	65 円	1,146 円	6.01%	12月16日

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin.html) または右の二次元コードからご確認ください。



令和7年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 趣 旨

愛知労働局管内において、令和6年に労働災害により亡くなられた方は34人(前年比1人減)、新型コロナ感染症を除く死傷災害に被災された方(以下「死傷者」という。)は8,147人(前年比4%増)となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は16人(前年同期比5人減)、死傷者は5,021人(前年同期比2%減)となっていますが、令和元年以降、死傷者数は、増加傾向となっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和7年度職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン:「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間:令和7年12月1日 ~ 令和7年12月31日

4 主 唱 者:愛知労働局及び管下労働基準監督署

5 協 賛 者:中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一財)東海北陸鉱山会、(一社)日本砕石協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部(計28団体)

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - ○現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき 「基本」を決め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - ○定められた基本の遵守



愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストの一般投票を行います! ~皆さんの手でポスターデザインを選んでみませんか~

愛知労働局

お願いします



愛知労働局では、毎年改正される愛知県最低賃金を広く周知する 取組の一環として、今年度より初めて「愛知県最低賃金ポスターデ ザインコンテスト」を開催しています。

このコンテストでは、愛知県在住の学生の方などから愛知県をイ メージさせるイラストを広く募集し、最優秀作品に選ばれたイラス トを活用したポスター等を作成し、愛知県最低賃金などを周知して いくこととしております。

今般、最優秀賞作品を選ぶために、皆様からの投票を募ることに しました!!!

投票期間は、令和7年11月12日~12月7日まで、誰でも自由 に投票できます♪

本記事掲載の QR コードから投票できますので、皆様の投票をお 待ちしています♪

このほかにも、11月17日から21日の間、名古屋市内のナディ アパーク 2 階のアトリウムオープンスペースで応募作品の展示会を 開催する予定としておりますので、お気軽にお立ち寄りください。

令和7年10月18日より 愛知県最低賃金

時間額 1.140 円



(担当) 愛知労働局労働基準部賃金課

(052) 972 - 0257

「あいち県民の日」・「あいちウィーク」~年次有給休暇を活用して愛知県の魅力に触れよう~

11月27日は、「あいち県民の日」です。

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。

【地域のイベントや自治体活動にあわせて、有給休暇を取得しましょう!】

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業の メリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。 誰もが暮らしやすい愛知県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

【年次有給休暇の「計画的付与制度」 を活用しましょう!】

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数に ついて、労使協定を結べば計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いや すく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。



<あいち県民の日>とは

明治5 (1872) 年11月27日に、当時の愛知県(改称前は、名古屋県)と額田県が合併し、「現在の愛知県」が誕生しました。令和4 (2022) 年に県政150周年を迎えたことを契機として、11月27日を「あいち県民の日」とする条例を定めました。

<あいちウィーク>とは

「あいち県民の日」 を含む直前1週間 (11月21日~27日まで) を 「あいちウィーク」 と定め、 期間中、 県の施設等が割引や無料で利用できたり、 愛知県の魅力を発信するイベントなどが愛知県内の各地で行われます。

連載 最終回

過労死等防止啓発月間に向けて

~100年前の尾張地方北部の製糸業における女工の労働環境~

藻谷 岳志 氏 (愛知労働局 労働基準部 健康課長)

11月は、過労死等防止啓発月間です。9月号において、精神障害にかかる労災請求、支給決定件数が、年々増加しており、令和6年度の支給決定件数が、全国で1,055件と前年度比172件の増加で過去最多となったことをご紹介しましたが、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患に関する事案の労災支給決定件数も、令和4年度より増加傾向となり、令和6年度は全国で241件と前年度比25件増加しました。引き続き、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要です。

さて、明治から大正時代の紡績工場の過酷な労働を世に問うた細井和喜蔵氏の記録文学「女工哀史」が今年で刊行100年を迎えました。愛知県の尾張地方北部でもこの時代養蚕が盛んであり、この地方の製糸工場で働いていた女工の労働環境について調べた結果をご紹介します。

まずは、江南市。「江南市史」(「くさの井史」からの引用)によれば、大正9年に役場の一隅に「蘇陽館」が創設され、そこで製糸業が営まれました。

その昭和4年における組織と操業内容は、

女子工員(糸引き) 約80~100名 ほとんど村内の嫁入り前の者で、中には新嫁もいたが皆村内からの通い。

男子工員(湯加減や煮繭) 20名

給 与 女工 日給80銭~1円、1円以上の者は最高級の技術保持者

男工 日給1円20銭~1円50銭

操業期 春繭ができる6/15頃より2/15頃までを通常とするものの、繭の収穫高に応じて、3月末まで操業するこ

ともあり、4、5月は工場の機械整備士及び女工の農繁期のため操業を中止していた。

朝5時頃に蒸気機関に点火され、6時から午後5時ころまで働き、昼休みは30分程度であった。

次に、犬山市。「犬山市史」によれば、明治27年、羽黒に「愛知館第九製糸場」が設立され、その工場票によると、明治44年の状況は、

女 エ 63名

一年の就業日数 250日

一日の就業時間 午前6時より午後7時までのうち12時間

給 与 女工 日給35銭

男工 日給60銭

労働条件については、当時の他工場と同様にあまり良くなかったとのことです。

さらに、春日井市。昭和59年春日井市郷土史研究会発行の「春日井の近代史話」の中で、前2市と比べて詳細な状況が記されています。

明治35、6年になると春日井市の坂下や内津口にいくつか工場ができ、近隣の坂下、高蔵寺、篠木、水野、志段味などの村々の農家から繭を買い入れ、製糸業が栄えた。できた絹糸の大部分は、名古屋の問屋を通してアメリカ合衆国へ輸出された。

明治末期から昭和初期にかけて、坂下には数百人の糸引きの女工がいて、多くは、春日井・小牧出身者であったが、岐阜 東濃や遠くは郡上八幡あたりから来ていた者も。高等小学校を卒業してから約7年の年季奉公が終わるまでか、嫁に行くま で製糸工場で働き、全員が寄宿舎生活。休日は、月1日と15日のみ。経営者は、女工が外出すると間違いが多くて困るといっ て、女工の外出を嫌い、寄宿舎の周囲には有刺鉄線を張り巡らせ、外出は門番が行先、要件を詳しく聞くので女工は外出しに くかった。近在から女工目当てに多くの若者が遊びに来て、寄宿舎から呼び出されたり、これらの男に女工から会いに行くこ とも多く、中には、身ごもって、それが原因で首つりや池に入って自殺した女工もいた。

製糸工場の労働はきつくて、途中、食事時の短い休憩をはさんで午前5時半から午後6時まで働き、夜9時まで働く ことも。大正5年に工場法が施行された後は、時々警察が回ってきて見つかれば罰金刑を受けるようになったが、警察 に賄賂を送って、大目に見てもらったり、見つからないように夜遅くまで操業したりすることもあった。

厳しい労働の割には、女工の賃金は安くて、最 初の1年は食費を差し引いて年に15円、普通の女 工が年に70~80円くらい。昭和初期の景気の良 い時で腕の良い一等工女で年400円(因みに昭和 初期の小学校教諭の初任給が月50円)。しかし、 不景気になると給料が払えず、つかみ金で我慢さ せることも。

このように栄えた坂下付近の製糸業も、昭和 9.10年の不景気(昭和恐慌)で生糸の輸出不振を 招き、昭和12年頃にはすべて廃業してしまった。 とのことです。



以上のとおり、春日井の坂下地区における糸引き女工の労働環境は、「女工哀史」のごとく厳しいもので、この地方 にこんな話があったのかと驚きでした。

また、工場法においては、当時の警察が現在の労働基準監督官の役割を果たしていましたが、賄賂をもらって、見逃 していたなんてひどい話です。現代のような公務員倫理という意識は希薄だったのかもしれません。さらに見つからな いように夜遅くまで操業などというのは現代にもつながる話であります。

以上、調べてみて改めて残念に思うことは、我が国においては、ヨーロッパ諸国などとは違い、現代においても過重 労働がなくならず、過労死等防止啓発月間を設定しなければならない状況にあるということです。

産業保健ラウンドテーブルをウインクあいちで開催

当協会の愛知健康安全交流会は、愛知労働局と共催により、9月25日(木)、ウインクあいち(愛知県産業労働セン ター)小ホール1において、保健師や衛生管理者等の産業保健関係者によるラウンドテーブル(座談交流会)を開催し ました。

冒頭、主催者を代表し、当協会 和久井専務理事より、開催に当たって、より 良い機会となるようラウンドテーブルの趣旨等について挨拶を行いました。

続いて、意見・情報交換の時間では、参加者が8班(各6名編成)に分かれ て、各人が持ち寄った産業保健に関する相談したいことや話を聞きたいこと 等について自由に意見交換を行い、途中、より多くの参加者と産業保健に関 する仕事交流を深めるため、全体の席替えを行い、併せて1時間程度、意見交 換が行われました。最後に、お互いの距離感が縮まったところでフリータイ ム40分間を設け、更に思い思いの交流が図られました。



挨拶する和久井専務理事

交流のなかでは、参加者からの相談に応じる相談員として参加した愛知産業保健総合支援センター及び中部労災病院 治 療就労両立支援センターの専門家も意見交換のグループに加わり、活発な意見交換がされました。







会場の様子

第5回 (全6回)

雇止め法理

菊川社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 菊川 愛 氏

近年、働き方の多様化に伴い、「有期雇用契約(期間の定めをした 雇用契約)」で就業される方が増えました。

今回は「**有期雇用契約の終了」**についてお話しします。 「有期雇用契約」は法律で以下のように定められています。

【有期雇用契約】 (民法第628条・労働基準法第14条等)

会社と労働者が期間を定めて雇用契約を結ぶこと(原則最大3年間)一度雇用契約を締結すれば、その期間中はやむを得ない事由がない限り、会社も労働者も、その約束した雇用契約期間中は、一方的に契約終了することはできない。

※ただし、労働者に限り、契約期間の初日から1年を経過した日以降は、会社に申し出る事により、退職可能

有期雇用契約書で〇年〇月〇日~〇年〇月〇日と定めた雇用契約期間については、やむを得ない事由がない限り(要件は無期雇用よりも厳しく判断されます)、会社、労働者共に最後まで契約履行しなくてはなりません。

では<u>「有期雇用契約の終了」</u>については何か法的な制約はあるのでしょうか。時折、会社様より「雇用契約期間が終わったら更新せずに辞めてもらえばいいよね?」「有期だから、簡単に雇用契約を打ち切る事ができるよね?」とお問合せを頂きますが、「NO」と回答することが多いです。<u>有期雇用契約の終了</u>には、<u>労働者の保護のために設けられたルール</u>があり、契約期間が満了したからといって、当然に雇用契約を終了できるとは限りません。それでは有期雇用契約の終了時に問題となりやすい「雇止め」について考えていきます。

雇止め:契約期間満了に伴い、労働者は雇用契約更新を希望 しているが、会社が拒否し雇用契約を更新しない事

雇止めが全て成立しない訳ではありません。では、<u>どのような場合</u>に雇止めが無効と判断されるのでしょうか?

以下「雇止めに関するルール」について説明します。

【雇止め法理】

雇止めに関する裁判所の考え方で、以下のいずれかにあては まる場面では、雇止めが制限され無効と示しています。

- ①契約が何度も更新されており、
 - 実質的に無期雇用契約と変わらない状態になっている場合
- ②労働者が**雇用契約更新されると期待する**ことに **合理的な理由がある**場合

この雇止め法理に基づき、以下のような場合、雇止め無効とされる可能性があります。

- ・業務内容が恒常的であり、更新手続が形式的である
- ・雇用継続を期待させる使用者の言動が認められる
- ・同様の地位にある労働者について過去に雇止めの例がない 上記の例に関わらず、慣例・慣行・慣習から、無期雇用労働者と

実質的に変わらない働き方をしてきた有期雇用労働者や会社から次の契約更新を期待させる言動があった場合は、有期雇用契約を当然に終了する事はできません。なお、上記の雇止め法理は労働契約法第19条として明文化されています。

【労働契約法第19条(有期労働契約の更新等)】要約

使用者が当該申込み(雇用契約の更新)を拒絶することが、 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認め られないときは雇止めを認めない=従前の労働条件と同一の 労働条件で雇用契約更新したものとみなす。~省略~

また雇止めトラブルの防止や解決を図る観点から、厚生労働省は 「有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準」 を策定し、 以下のような基準を設けています。(一部掲載)

【雇止めの予告】

使用者は、**有期労働契約(※)を更新しない場合には、少な くとも契約の期間が満了する日の30日前までに、その予告**を しなければなりません(予めその契約を更新しない旨が明示されている場合を除きます)。

(※) 雇止めの予告の対象となる有期労働契約

- ・3回以上更新されている場合
- ・1年以下の契約期間の有期労働契約が更新、または、反復 更新され、最初に有期労働契約を締結してから継続して通 算1年を超える場合
- ・1年を超える契約期間の労働契約を締結している場合

この基準によると、有期雇用契約の締結時に「**更新する場合があり得る**」と明示した場合、労働者は、有期雇用契約の期間満了後に次の契約の更新があるのかないのか不確かな状態に置かれるため、

「雇用契約更新の判断基準」を明示する必要があります。

例えば、以下のような判断基準を設ける事が必要です。

【契約更新の判断基準】

- ・契約期間満了時の業務量により判断
- ・勤怠成績(遅刻・早退・欠勤等の回数や頻度)により判断
- ・業務遂行能力(ミスの多さ、処理速度、作業能率、業務処理 量等)により判断
- ・勤務態度(勤務態度が著しく不良、上司の業務指示に従わ ない等)により判断
- ・会社の経営状況により判断
- ・従事している業務の進捗状況により判断

これは、有期雇用労働者に対し、雇用契約の継続or終了に係る予測可能性と納得性を高め、紛争の防止を図るためです。契約更新時の判断基準を示さない場合は、雇止めに合理的な理由がなく、雇止め無効となる可能性があります。有期雇用雇止め法理契約で働く従業員さんがいる場合、以上の法令・ルールをしっかり念頭においてご対応いただければと思います。



菊川社労士事務所代表特定社会保険労務士 菊川 愛(きくかわあい)

大学卒業後、営業職を経験したのち、社会保険労務士事務所にて8年間勤務。

令和4年4月菊川社労士事務所を設立。自身は育児休業を3回とり、3人の子育てをしながら、女性のキャリア形成の難しさを経験する。労務相談においては、CDA(キャリア・デベロップメント・アドバイザー)資格も活かし、傾聴を意識しながら、問題解決や歩み寄りを提案し、より良い職場作りを意識して支援を行う。

愛知労働局需給調整事業部は、令和7年12月15日(月)より現在の「伏見庁舎」から「広小路庁舎」へ移転します。 ※需給調整事業部では、愛知県内の労働者派遣事業・職業紹介事業等の許可・届出等に係る業務、指導・監督に係る業務を担 当しています。

移転先住所 名古屋市中区栄2丁目3-1 名古屋広小路ビルヂング2階

|ア ク セ ス||名古屋市営地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見駅」4番出口から徒歩5分 ※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ 愛知労働局需給調整事業部

需給調整事業第一課 TEL 052-219-5587 需給調整事業第二課 TEL 052-685-2555

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーをアイプラザー宮で開催

当協会は、10月16日(木)、アイプラザー宮(小ホール)において、県下14の地区 労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が約40名受 講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から 続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する 労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、また、途中でリ フレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

本年度も豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってからも実務に 役立つ教本(労務管理の早わかり)を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいている愛知労働局 一宮労働基準監督署



一宮署 堀井署長

長 堀井 泰成 氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、改定された最低賃金額と関連する活用できる助 成金、年次有給休暇取得促進月間(10月)、過労死等防止対策啓発月間(11月)における過労死等防止対策推進シンポジウム (11/14) 及び「しわ寄せ」防止キャンペーン月間(11月)等について説明されました。

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師:一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師:一般社団法人 名北労働基準協会

理事・事務局長 ホワイト企業推進本部長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要

講師:市之瀬 高司 氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師:市之瀬 高司 氏



講師 市之瀬 氏



会場の様子



リフレッシュ体操の様子



講師 石田 氏

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は、11月6日岡崎市図書館交流プラザ りぶら(岡崎市)、にて開催されます。 以降は、11月21日(豊川市)、12月3日(西尾市)、来年2月5日(瀬戸市)、同3月4日(名古屋市)で開催されます。

リスクアセスメントセミナー&ラウンドテーブルを岡谷鋼機名古屋公会堂で同時開催

9月30日(月)、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール(名古屋市昭和区)において、当協会が主催し、愛知労働局の共催によりリスクア セスメントセミナー&ラウンドテーブル (座談交流会)を開催しました。

当日は、第1部リスクアセスメントセミナー に引き続き、第2部としてラウンドテーブル (座談交流会)を開催し、会場とWEB視聴 をあわせて約350名の安全衛生担当者等に ご参加いただき、リスクアセスメントへの関 心の高さがうかがわれました。

第1部では、愛知労働局 半田労働基準監 督署 安全衛生課長 松井 賢介 氏により、「リ スクアセスメント ~自律的な安全衛生管理 の基礎として~」と題し、「1安全を理解す



講師 松井課長



第1部 会場の状況

る」、「2リスクアセスメントとは」、「3リスクの見積もりと記録シート」、「4対策の考え方」、「5安全はマネジメント」、「6安全経営あ いち®へ|の項目で講演が行われました。

「6安全経営あいち®へ」の項目では、リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含めており、その実態把握は他の経 営課題と一体的に捉えることをできるとし、生産性の向上等により労働分配を高めることや働き方改革の推進などにつながり、企業 価値向上を図るための戦略的手法とすることができると説明がありました。

第2部のラウンドテーブルでは、参加希望者 31名が6班に分かれ、リスクアセスメントを 進める上での互いの取組や課題を自由に意 見交換する場として、最初は自社でのリスク アセスメント取組状況をテーマとして意見が 交わされ、その後、各自の自由なテーマで座 談交流が進められました。製造業以外の業 種からも参加があり、日頃、異業種間の関り が少ない中で、参考となる話が聞くことがで きたとの声も寄せられました。





第2部 座談交流会の状況

最後に、ラウンドテーブルをサポートする愛知労働局及び労働基準監督署の職員から、最後まで参加者同士で熱心に意見交換が行 われ、リスクアセスメントへの関心が高いこと等の講評がありました。

リスクアセスメントセミナー & ラウンドテーブル(名古屋)開催決定!

日 時 2026年3月12日(木) 13:30~16:30

岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール(名古屋市昭和区鶴舞1丁目1-3) 会 場

W LIVE配信 Zoomウェビナー(第1部セミナーのみ配信) E B

講 村木 豊 氏 (豊田労働基準監督署 安全衛生課長)

詳細は、今号に封入の開催案内チラシをご確認ください。

リスクアセスメントセミナーをにししん文化会館で開催

9月17日(水)、にししん文化会館(西尾市)において西尾労働基準協会が主催し、建設 業労働災害防止協会西尾分会および岡崎労働基準監督署西尾支署共催、当協会後援に よりリスクアセスメントセミナーを開催しました。

冒頭に岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本 尚一 氏によるあいさつがあり、続いて第 1部リスクアセスメントセミナーでは、濵田安全衛生マネジメント合同会社 CEO 濵田 勉 氏による『リスアセスメントは俯瞰~「見つけた」から「調べた」への転換~』と題して 講演が行われました。第2部では西尾署による「全国労働衛生週間説明会」が行われま した。



第1部講師 濵田CFO

従業員の健康確保・両立支援等に向けた事例発表 〜健康診断と事後措置等〜をウインクあいちで開催

当協会の愛知健康安全交流会は、10月8日(水)、ウインクあいち(愛知県産業労働センター/名古屋市中村区)1101会議室において、従業員の健康確保・両立支援等に向けた事例発表〜健康診断と事後措置等〜を開催し、企業の健康安全担当者等約360名(会場及びWEB参加)が受講されました。

事例1 では、中部電力(株)安全健康推進部健康増進グループ保健師清水寛子氏より、「定期健康診断における精密検査・再検査受診率100%への取り組み」と題して、精密検査・再検査の受診率向上の取り組み、アブセンティーイズムの状況や今後の展望等について発表がありました。



会場の様子

事例2 では、名古屋鉄道 (株) 人事部健康推進センター 保健師 熊田真由美 氏より、「ストレスチェック及び集団分析を活用した職場環境改善」と題して、ストレスチェック集団分析活用の背景、集団分析フィードバックの実施内容や結果・反響等について発表がありました。

事例3 では、ブラザー工業(株)人事部安全防災グループ健康管理センター保健師西村夏弥氏より、「治療と仕事の両立を支える風土醸成の取り組み」と題して、両立支援に係る就業サポート、疾病予防活動やピアサポート活動等について発表がありました。



中部電力 清水 氏



名古屋鉄道 能田 氏



ブラザー工業 西村 氏

事例発表後、愛知産業保健総合支援センターの専門員による講義が行われました。

講義1 では、同センターメンタルヘルス対策・両立支援促進員水越真代氏により、「中小企業の健康確保対策」と題して、中小企業の健康診断実施と課題、事後措置の強化と取り組みの工夫、両立支援の視点や制度と外部活用について、解説がありました。

講義2] では、同センター 保健指導担当産業保健相談員 小笠原陽子 氏により、「予防・健康づくりから見る転倒等防止対策」と題して、健康づくり施策のPDCA、運動習慣があることの重要性や転倒を防ぐカラダの能力等について解説があり、加えてかんたん体力チェックとエクササイズ体験が会場にて行われました。



支援センター 水越 氏



支援センター 小笠原 氏



エクササイズ体験の様子



第13回がん就労を考える会 報告

(公社)愛知県医師会およびNPO法人愛知キャンサーネットワーク、(一社)仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ共催、日本赤十字社愛知 医療センター名古屋第二病院および愛知県がんセンター協力、当協会後援により、10月5日(日)に「高額療養費制度を学ぼう~両立支援に向けて~」をテーマに、医療従事者、企業関係者、がん患者およびその家族などを対象とした第13回がん就労を考える会が、会場(日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院研修ホール)およびオンライン配信で開催されました。

教育講演として、1.高額療養費制度 自己負担額の見直しをめぐる一連の流れ (服部 文 氏/(一社)仕事と治療の両立支援ネット-ブリッジ)、2.ブラザー健康保険組合における高額療養費の現状 (森 啓城 氏/ブラザー健康保険組合健保本部)、3.高額療養費制度について学ぼう (山下 芙美子 氏/匠社会保険労務士事務所) をはじめ、パネルディスカッションが行われました。

新春懇談会 開催案内

当協会は新春懇談会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には12月中旬頃にご案内状をお送りしますので、よろしくお願いい たします。

- (1) 日 時 2026年1月22日(木) 15時30分~18時30分
- (2) 場 所 名古屋クラウンホテル 5F 鶴の間 (名古屋市中区栄1-8-33)
- (3) 次 第 ①新春講演会 (予定) テーマ 「多様な人材が活躍できる企業・職場を:働き方改革が鍵 | 東京大学名誉教授 佐藤 博樹 氏



【略 歴】

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。雇用職業総合研究所(現、労働政策 研究・研修機構)研究員、法政大学経営学部教授、東京大学社会科学研究所教授、東京大 学名誉教授、中央大学ビジネススクール教授、中央大学ビジネススクール・フェローなど。 【専門】 人的資源管理

【兼 職】 内閣府・男女共同参画会議、経産省・なでしこ銘柄選定基準作成委員会、内閣府・ 少子化社会対策大綱の推進に関する検討会など政府の審議会や研究会の委員長や委員を 歴任。民間企業との共同研究である「ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェク ト」共同代表 (https://wlb-di.org/),人材サービス産業協議会,全国求人情報協会、連合総 研、国際労働財団の理事。

②意見交換会(懇親会)(17時15分~18時30分)

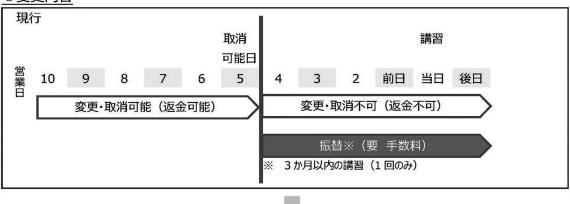
・会場: 名古屋クラウンホテル 6F 紬の間 ・参加費: 無料 *2人目以降は有料

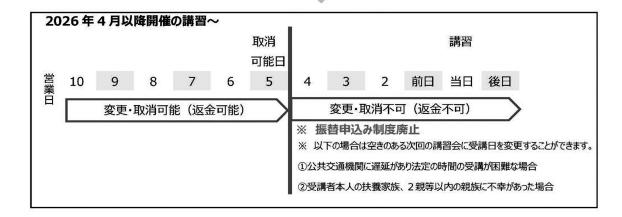
【愛知労働基準協会の講習について】振替申込み制度廃止のお知らせ(2026年4月1日より)

当協会では、2026年4月以降開催の講習より「振替申込み制度」を廃止することになりましたので、お知らせいたします。 当協会の各講習には、取消可能日を設定しております。取消可能日までは受講日の変更、受講のキャンセルをすることができま すが、取消可能日を過ぎるとこれらの変更ができなくなります。

取消可能日以降に受講日を変更する場合は、有料による振替申込(振替申込み制度)を承っておりましたが、2026 年4 月以降 開催の講習より、この振替申込み制度が廃止となりますので、ご承知おきくださいますようお願いします。

◎変更内容





中央労働災害防止協会より「オンライン無料講演会」のご案内

オンライン無料講演会

厚生労働省補助事業

中小企業無災害記録証授与制度にかかる活動交流会のご案内

中小企業への本制度の普及、広報並びに好事例の共有により中小企業の安全衛生活動のレベルアップを図るため、本交流会を、オンライン配信にて実施いたします。

本制度により記録証を授与された企業の方からの安全衛生活動事例の発表、中小企業の参加者向けの講演を行います。同制度の紹介など、中小企業での記録証授与の推進とともに安全衛生活動の向上に活かしていただければ幸いです。

※ 中小企業無災害記録証授与制度のあらまし…

労働災害のない安全で快適な職場で働くことは、仕事をするすべての人々とその家族の願うところです。 しかしながら、労働災害は今なお多数発生しており、中でも中小規模事業場での災害発生率の高さが指摘され、中小企業における安全衛生水準の向上が強く望まれています。中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。 この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

日時 令和8年2月25日(水)

14:00-16:00

対象者

中小企業の経営者、安全衛生スタッフ、 安全衛生担当者、人事労務担当者、 ラインの管理監督者等

配信方法 Webex Meeting

※お申込者に活動交流会受講用URLを含む受講案

内をお送りいたします。(開催日の1週間前)

受講料 無料

申込方法

下記URLよりオンラインでお申込みください。

~カリキュラム概要~

- ●中小企業無災害記録証授与制度について
- ●活動報告

「株式会社コウミにおける安全衛生活動報告」 講師 株式会社コウミ 安全環境課 課長 福冨 憲治

●講演

「高年齢労働に伴う安全衛生対策

〜強化される法的な要求を満たし、現場での効果も上げるポイント」 講師 株式会社健康企業 代表 亀田 高志

※テーマについては、都合により変更する場合があります。

詳細・お申込みURL

https://www.jisha.or.jp/chusho/record/y6060_event.html



▶ お問合せ先

中央労働災害防止協会(中災防) 教育ゼロ災推進部 事業サービス企画課 〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2

TEL 03-3452-6499 E-mail kyoiku@jisha.or.jp

主催/中央労働災害防止協会

中災防



技能講習等講習会予定表

			学 科	実 技						
		В	会 場	B	会 場	В	会 場	В	会 場	
		1	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	日鉄ビジネスサービス	4.5.6	トヨタ L&F 白金	7.10.11	日鉄ビジネスサービス	
		6	ポーラ名古屋ビル	7.10.11	トヨタ L&F 白金	12.14.17	トヨタ L&F 白金	9.16.23	トヨタ L&F 北名古屋	
	11月	0	ホーフ石口座にル	12.13.14	日鉄ビジネスサービス					
フ 31 <u></u> 技		7	トヨタ教育センター	<mark>8.9</mark> .10	トヨタ教育センター	15. <mark>16</mark> .17	トヨタ教育センター			
		11	とよはし産業人材センター	12.13.14	とよはし産業人材センター					
Hク能 コリ語		14	ポーラ名古屋ビル	17.18.19	日鉄ビジネスサービス	18.19.20	トヨタ L&F 白金			
フ膊	12月	1	日鉄ビジネスサービス	2.3.4	日鉄ビジネスサービス	5.8.9	日鉄ビジネスサービス			
之下習		9	日鉄ビジネスサービス	10.11.12	日鉄ビジネスサービス	15.16.17	日鉄ビジネスサービス			
運転		6	日鉄ビジネスサービス	7.8.9	日鉄ビジネスサービス	13.14.15	日鉄ビジネスサービス			
	2026年	13	とよはし産業人材センター	14.15.16	とよはし産業人材センター					
	1月	15	日鉄ビジネスサービス	16.19.20	日鉄ビジネスサービス	21.22.23	日鉄ビジネスサービス			
		28	日鉄ビジネスサービス	29.30.2/2	日鉄ビジネスサービス	2/3.4.5	日鉄ビジネスサービス			

	講習会	会場	11月	12月	2026/1月
	W7 C Z	(学) ポーラ名古屋ビル	21	6	9
	ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(実) トヨタ教育センター	22	13	17
		(学) ポーラ名古屋ビル	4		
		(実) 大同特殊鋼	8 8		
		(20) 70(-313)/(343	(学) 10.11	(学) 1.2	(学) 13.14
			(実) 12or13	(実) 3or4	(実) 15or16
			(学) 17.18	(学) 16.17	(学) 26.27
	酸素欠乏・硫化水素	ポーラ名古屋ビル	(実) 19or20	(実) 18or19	(実) 28or29
	危険作業主任者 【学科2日実技1日】		(学) 25.26	(学) 22.23	(X) 200123
	【子科 2 日 美扠「日】		(実) 27or28	(実) 24or25	
			(大) 270120	(学) 8.9	
		とよはし産業人材教育セン ター		(実) 10or11	
			4.5	1.2	13.14
		ポーラ名古屋ビル	15.16	18.19	22.23
	有機溶剤	ハークセロ座にか	25.26	10.19	22.23
	作業主任者	とよはし産業人材教育センター	6.7		20.21
技	【学科2日】	アイプラザ半田	0.7	11.12	20.21
能		トヨタ教育センター	24 .25	11.12	29.30
講	特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科 2 日】	トコン教育とシン	4.5	3.4	15.16
뀀		ポーラ名古屋ビル	22.23	15.16	26.27
		トヨタ教育センター	27.28	13.10	20.27
		とよはし産業人材教育センター	27.20	1.2	
		アイプラザ半田	13.14	1.2	
	→°1 . ¬ +#+++ //− ××	/ 1 / J / 9 + Ш	13.14		
	プレス機械作業 主任者【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル	18.19	10.11	
	乾燥設備作業主任者	ポーラ名古屋ビル	11.12	8.9	20.21
	学科2日	とよはし産業人材教育センター	25.26		
	高所作業車	(学) ポーラ名古屋ビル			9
	【学科1日 実技1日】	(実) ポリテクセンター名古屋港			14or15or16
	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		15.16	
	石綿作業主任者	# = a + P 7	10.11	12. <mark>13</mark>	30. <mark>31</mark>
	【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	15.16		
	鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	5.6		
		(学) ポーラ名古屋ビル	14		
	ショベルローダー等運転 【学科 1 日実技 3.5 日】	(実) ポリテクセンター	17.18.19.20		
		(Z / (NO) / E/ J	21.25.26.27		
	アーク溶接	(学) SDG	10.11	8.9	19.20
特	【学科1.5日実技1.5日】	(実) SDG	12or13	10or11	21or22
別教育	テールゲートリフター特別教育 【学科・実技 1 日】	アイシン教育センター	10	23	
-67	自由研削といし取替・ 試運転【学科·実技 1 日】	ポーラ名古屋ビル	7	5	19

フォークリフト外国語コース	## # #################################	11/22.23	±++12□1	11/24.25.26
中国語講座 英語講座 ベトナム語講座 インドネシア語講座	学科【2日】	ポーラ名古屋ビル	実技【3日】	トヨタ L&F 白金オフィス
フォークリフト外国語コース			m++1001	1/26.27.28
ポルトガル語講座 ベトナム語講座 学科【2日】 英語講座 インドネシア語講座		ポーラ名古屋ビル	実技【3日】	トヨタ L&F 白金オフィス

	講習会	会場	11月	12月	2026/1月
	機械研削といし 取替 試運転	トヨタ教育センター	3		
	【学科1日実技0.5日】	トコン教育センター	4or5		
		(学) ポーラ名古屋ビル		1.2	26.27
		(実) 三菱電機		3or4or5	28or29or30
	産業用ロボット	(学) エイジェック	10.11	17.18	
	(検査・教示) 【学科 2 日実技 1 日】	(実) エイジェック	12or13or14	19or22or23	
		(学) トヨタ教育センター		8.9	19.20
別		(実) トヨタ教育センター		10or11or12	21or22or23
特別教育	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		12	
	ダイオキシン【学科 1 日】	ポーラ名古屋ビル		15	
		ポーラ名古屋ビル	(学) 26	(学) 22	(学) 28
	低圧電気 【学科1日実技1日】		(実) 27or28	(実) 23or24	(実) 29or30
				(学) 16	
		アイプラザ豊橋		(実) 17	
	フルハーネス (6 H)	ポーラ名古屋ビル	17	5	13
	【学科・実技1日】		25		14
	安全管理者選任時 【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル		18.19	
	局所排気装置等自主検査者	ポーラ名古屋ビル		8.9	19.20
	【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル		10or11or12	21or22or23
労向上等	マスクフィットテスト 【学科1日】	岡谷鋼機公会堂	19		
	建築物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	17.18	22.23	
	工作物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	20.21		
	化学物質管理者【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル		25.26	
	化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		17	
勉	衛生管理者 (一種) 【学科 4 日】	ポーラ名古屋ビル	6.7.13.14	8.9.10.11	
強会	エックス線作業主任者 【学科 4 日】	ポーラ名古屋ビル			20.21.22.23

日付のの表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	11月	12月	2026/1月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー	6 岡崎市図書館交流プラザ りぶら 21 豊川市文化会館	3 西尾コンベンション ホール	
労災保険実務講座	10		
産業保健フォーラム in あいち 2025	14 デザインホール		
自律的な化学物質管理の進め方 について(応用編)	26 名古屋市中小企業振興会館		
外国人材受入れに関する制度と 実務対応セミナー		10 ウインクあいち	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。